

犬の飼い主様へのお知らせ



愛犬に狂犬病予防注射を受けさせましょう

犬の飼い主は、狂犬病予防法により、年1回、**狂犬病予防注射を飼う犬に受けさせることが義務付けられています。**
必ず動物病院で予防注射を飼う犬に受けさせてください。



注射の際は、「狂犬病予防注射のお知らせ」（オレンジ色の封書）に同封している「犬の登録申請書・注射済票交付願」をお持ちください。「犬の登録申請書・注射済票交付願」には問診票欄がありますので、注射当日の犬の状態を御記入のうえ、お持ちください。

近隣に動物病院が開設されていない地域に限り、集合注射会場を設置します（裏面参照）。

狂犬病は、今も世界で流行している
本当に怖い病気だワン！



マイクロチップ（MC）について

令和4年6月から、**飼う犬へのMC装着が努力義務**となっています。
MCを装着し、情報を登録することで、迷子になってしまっても保護連絡がきます。
また、登録情報の変更のほか、愛犬が亡くなった場合のお届けもオンラインでできます。
オンラインでお手続きされた場合は、市の窓口での手続きは不要です。



まだMCを装着していない飼い主様へ

京都市では、MCを無償で装着できる助成制度がありますので、御活用ください。
MC装着後は、指定登録機関に飼い主情報を登録してください。

MC助成



すでにMCを装着済みの飼い主様へ

ペットショップ等から新たに犬を家族に迎えた場合は、MCがペットショップ名義の登録になっています。

必ず飼い主名義に変更手続きをしてください。

MC手続



京都市医療衛生センター

京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地 千代田生命京都御池ビル2階、6階
電話：075-746-7211（北 区、上京区、左京区、東山区）
075-746-7212（中京区、下京区）
075-746-7213（山科区、南 区、伏見区）
075-746-7214（右京区、西京区）



京都市
CITY OF KYOTO

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

令和7年1月発行
京都市保健福祉局医療衛生企画課
京都市印刷物 第064773号



🐾 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう 🐾

京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例で、次のことを定めています。



必ず守っていただくこと

- ・多数の犬猫を飼うときは、医療衛生センターに届け出てください。

【届出対象頭数】 犬：5頭以上、猫：10頭以上
犬猫合わせて10頭以上

- ・犬の散歩時は、ふんを回収できるものを持ち、犬のふんは、直ちに回収してください。

【回収しないとき】 3万円以下の過料の対象です。



取り組むよう、努めていただくこと

- ・動物は、人に迷惑をかけないように正しく飼いましょう。

- ・犬は、自宅で排せつさせましょう。



🐾 災害への備えは十分ですか？ 🐾

災害は突然起こります。いざという時のために日頃の準備が大切です。



- 災害時に備え、愛犬に必要な物を備蓄しましょう。



- 避難先で困らないよう普段から準備をしましょう。

- ・マイクロチップの装着
- ・自宅でのトイレトレーニング
- ・不必要に吠えないようしつけ
- ・ケージやキャリーへの慣れ
- ・避妊去勢手術の実施

- 避妊去勢手術はお済みですか？

京都市では、飼い犬・飼い猫の避妊去勢手術の助成制度があります。

ペット防災



手術助成



🐾 京都市動物愛護事業推進基金の募集について 🐾

京都市では、「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現を目指し、「京都動物愛護センター（愛称：動物愛ランド・京都）」を拠点として、動物愛護や適正飼養に関する様々な取組を行っています。

この取組を推進するため、「京都市動物愛護事業推進基金（通称：京都市 人と動物が共生できるまちづくり基金）」への寄附金を募集しています。

●寄附金の主な用途

- ・適正飼養の啓発や譲渡の促進
- ・子供を対象とした動物愛護教育の推進
- ・収容動物の適切な飼養管理
- ・ボランティアスタッフとの協働
- ・ペットの災害対策
- ・動物愛護センターの整備

寄附は、ふるさと納税の税控除を受けることができます。
クレジットカードでもできます。



愛護基金



愛護センター

